

EUにおける コーポレート・ガバナンス・コード実践に関する研究

小島大徳（研究代表者） 明山健師（共同研究者）

1. 研究の目的

本研究は、「EUにおけるコーポレート・ガバナンス・コード実践に関する研究」と題して、下記の3つを主要な研究課題と示して研究を重ねてきた。

- (1) EU各国のコーポレート・ガバナンス・コード
- (2) EU全体のコーポレート・ガバナンス・コーポレート・ガバナンス
- (3) 地域経済統合におけるマネジメント・システムのモデル化

そして、これらの3つの課題を解明し、今後、活発化する地域経済統合(アジア、北米、南米等)のコーポレート・ガバナンスを核としたマネジメント・システムの新モデルを提示しようとする基盤を作るものであった。

2. 研究の学術的背景

欧州連合 (European Union, EU) は、企業経営に関する壮大な実験を行っている最中にある。ここで最も重要な鍵概念は、会社制度の根幹を担うコーポレート・ガバナンスである。なぜならば、通貨統合および単一経済市場を完全に実施した後に、市場の中心的プレーヤーを形作る会社制度を如何に統合するのかという話へと及ぶのが明白だからである。

具体的に、会社制度の統合は、まず、EU域内の要素として、EU域内における会社制度の統合により、会社経営の効率化や健全性を確保することを

目指し、また、EU域外の要素として、コーポレート・ガバナンス体制を構築することにより、EU域内の資本市場を整備し投資環境を整え、世界経済のなかで確固たる地位を固めることを目指すことになるのである。

本研究の鍵概念となるコーポレート・ガバナンスは、経営者による自己統治改革(内部の統治)と利害関係者による監視監督機能(外部の統治)の2つの面から研究されてきた。この両者とも企業競争力強化および企業不祥事防止という今日的経営課題を包含した目的を達成しようとしているため、活発に研究が重ねられてきた。

ただ、この研究の多くは、1つの国内、あるいは国同士の国際比較にとどまることが多い。そこで、EUのような経済統合、最終的には政治統合までを志向しようとする地域における、いうならば多国間統合型コーポレート・ガバナンスの研究は、時代が求める先進的かつ挑戦的な研究なのである。それだけではなく、本研究は、新マネジメント・システムの創造までを研究の視野に入れ、解決を目指す。

EUでは、株式会社だけではなく、医療や介護をはじめとする社会的企業などの制度整備が盛んである。このような新しい流れを汲んだ、会社制度の創造を目標として研究を進めるところに、本研究の新規性と独自性があるといえるのである。

3. 研究目的と目指した解決されるべき研究課題

本研究の目的は、EU各国内で独自に制定した会社制度とEU全体で統一する会社制度を如何に調和させ統合していくのかを明らかにすることと、地域経済統合(アジア、北米、南米など)のコーポレート・ガバナンスを核としたマネジメント・システムの新モデルを提示すること、の2つにある。

この研究目的を達成するために、下記の3つの研究課題を設定した。

- (1) EU各国のコーポレート・ガバナンス・コード
- (2) EU全体のコーポレート・ガバナンス・コード
- (3) 地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスのモデル化

まず、(1)では、EUは、マネジメント・システムの要であるコーポレート・ガバナンスについて、統一の規定を設けていないことを端緒とし、EUでは各国の制度を調和させることに重点を置き、コーポレート・ガバナンスを中心的理念とし、グローバル化に適合した会社制度を形成していることを核に置いて研究を進めた。

また、(2)では、EUは、議会や行政機関を独自で設置し、各国の制度の調和を図ることで企業経営をしやすい環境を作り上げていることを端緒とし、各国では多様性を尊重しつつ、EUでは法により最低限のルールを設定するだけにして、全体での調和を図っていることを核に置いて研究を進めた。

さらに、(3)では、EUのような経済的發展を目的として地域的経済圏を形成していこうとする機運を端緒として、経済統合の過程でコーポレート・ガバナンスの平準化が進むプロセスと姿を導出することを核において研究を進めた。

4. 本研究と今までの研究の牽連関係

本研究は、「コーポレート・ガバナンス政策論の確立に関する研究(若手研究(B): 課題番号20730265)」と牽連性があり、この課題を進めていく中で必要性を感じるようになった。この研究課題では、既存のコーポレート・ガバナンス研究の枠を飛び出し、市民社会論を基礎とした経営学へと再構築し、最良のコーポレート・ガバナンス・モデルを提示することができた。具体的に述べると、コーポレート・ガバナンスを極めて政策的に論じる理由と必要を強調しつつ、政治リーダーシップによるコーポレート・ガバナンス制度を形作ること(制度)、および経営者リーダーシップによるコーポレート・ガバナンス実践を実行すること(経営)の両側面が必要であることを提示したのである。これは、その研究成果である著書(『企業経営原論』 税務経理協会、2009年)によって公表させて頂くことができた。また、平成22年度にも、本研究の基礎的基盤をつくる著書(『株式会社の崩壊』 創成社、2010年)をはじめとして、数多くの論文を公表してきた。

そこで、市民社会論が活発に議論された地であるEUに注目し、とくに経済統合プロセスにおけるコーポレート・ガバナンスの活用に焦点をあてた研究を実施されたのである。付言すると、本研究は、多国間にわたるマネジメント・システムの統一が模索されている時代背景の変化に適應するために、また、次なる時代の変革を見通すためにも、研究価値が高い成果が生み出されたのである。

5. 本研究のプロセス

本研究は研究期間を3年間と設定し、1年ごとに3段階に分けて研究を実施した。とくに、本研究の基礎的研究内容であるEU域内27カ国(研究計画書を提出時点、現在は28カ国)のコーポレート・ガバナンス体制調査は、気の長くなるものであるため、若干、調査期間を長めに設定した。1年目は、基礎調査を徹底的に実施し、EUの全体像を把握しようと努めるなかで、全加盟国のコーポレート・ガバナンス体制を体系立てた。それにより、2年目以降の創造的かつ独創的な研究に結びついた。2年目と3年目は、1年目の基礎的研究をさらに発展させた。EUのコーポレート・ガバナンス体制をあぶり出し、他の地域経済統合の模範となるモデルの提示まで是非とも進めた。そのなかで、EUのSE法(欧州株式会社法)の立法プロセスと、企業実践状況の調査を加味することで、結論に導いている。

6. 本研究の特徴と結論

本研究の学術的な特色・独創的な点は、以下の3つである。

- (1) 地域全体の国々を一つひとつぶさに、かつ丁寧に調査した基礎的研究がほとんど存在せず、これを実施する研究であること
- (2) 経済統合下の地域におけるコーポレート・ガバナンス体制の浸透化や統一化の研究が皆無であるため、これを実施する研究であること
- (3) 北南米地域やアジア地域における経済統合時のコーポレート・ガバナンス

ス体制のプロセスや姿を世界で初めて提示する研究であること

また、本研究の結果は、下記の3つである。なお、研究業績については、別に記すものとする。

- (1) コーポレート・ガバナンス原則を用いた各国の法制度や上場規則への適用
- (2) 各企業への企業経営者策定型原則による自己統治化
- (3) 地域経済統合のマネジメント・システムの統合がコーポレート・ガバナンス構築を中心として実施されるべきであること

7. 本研究の周辺領域へ与える影響

本研究の最終目的を達成すると次なる課題が浮かび上がってきた。それは、貿易や関税の自由化は、経営システムの統一へと緩やかにではあるが導いていくことである。そこで、本研究では、EUを壮大な実験場ととらえて、新マネジメント・システムの創造を論じることに意義深い新規性があると主張したいのである。

本研究は、2013年度から2015年度までの3年間を研究実施期間として設定した。繰り返しになるが、2013年度は、EU各国のコーポレート・ガバナンス(各国マネジメント・システム)を、2014年度は、EU全体のコーポレート・ガバナンス(SE法とEUマネジメント・システム)を、2015年度は、地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスのモデル化(他の地域への適応可能なモデル化)、を詳細な調査に基づいた論理的考察により解明したのである。

しかし、心残りの研究もある。それは、文献調査や実地調査(海外でのアンケート調査)を実施をしたかったのであるが、予算と時間の関係で実施できなかったことである。さらに、実証調査(統計分析を含む)をも実施したかったが叶わなかった。

さて、上記研究の具体的内容は、本研究は研究実施期間を3年間と設定し

たうえて、必要な調査研究を各年次に振り分けた。そして、3つの大枠により研究を実施する計画を立案した。ここでは、基礎研究から応用研究に、無理なく進行させることができるように、幅を持たせ柔軟な研究計画となることを心がけ実施した。

(1) 2013年度 EU各国のコーポレート・ガバナンス・コード

EU型コーポレート・ガバナンスを把握する前の基礎研究として、加盟各国の会社法をつぶさに一つひとつ検討し、特徴と課題を明らかにした。

(2) 2014年度 EU全体のコーポレート・ガバナンス・コード

前年度の基礎研究をもとにしつつ、SE法を紐解きながら、今まで明確にされていなかったEU型コーポレート・ガバナンスを体系立てて、企業による活用方法を提示した。

(3) 2015年度 地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスのモデル化

経済統合を進めようとする地域に活用可能な、コーポレート・ガバナンスを核とした新マネジメント・システムを提案した。

8. 2013年度の研究内容

－EU各国のコーポレート・ガバナンス・コード－

2013年度は、EU各国(28カ国全体)のコーポレート・ガバナンス体制を一つひとつ明らかにすることを目的とする。EUには、旧社会主義体制国も含まれていることをみてもわかるように、政治的・宗教的、そして地理的背景などの違いにより、実に多種多様な制度を持った企業が存在する。とくに、旧社会主義体制の国や宗教や文化の入り交じった国の企業は、企業内に独特なマネジメント・システムを持ち、企業外に特殊な監視・監督システムを有している。つまり、EU各国では、経営の要である特徴あるコーポレート・ガバナンス体制を敷いているのである。

そこで、2013年度は、28カ国それぞれのコーポレート・ガバナンス体制を研究し、各国の特徴や問題点を考察する。具体的には、(1)国内でのコーポレート・ガバナンス改革、(2)国外向けのコーポレート・ガバナンス改革、(3)各国間での比較研究、の3つである。(1)では、証券市場改革(上場規則など)、法制度改革(会社法など)、(2)では、証券市場改革(外国人投資家向け)、法制度改革(金商法など)、(3)では、コーポレート・ガバナンスの中心問題である企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者の三者を検討対象とした。

9. 2014年度の研究内容

－ EU全体のコーポレート・ガバナンス・コード

2014年度は、EU全体のコーポレート・ガバナンス像を、概念とともに姿をも明らかにすることを目的とする。EUでは、EU地域内を規制する独自の法律や規制が制定されている。そのなかでも、SE法が、EU地域内で活動するSE(欧州株式会社)を規定している。また、コーポレート・ガバナンスに関しても同様に、EUでは会社法のなかにコーポレート・ガバナンスに関する規定が組み込まれており、政府機関であるECGF(European Corporate Governance Forum)でコーポレート・ガバナンスに関する国際会議が開かれるなど、EU独自のコーポレート・ガバナンスに取り組んでいる。そこから、EU型コーポレート・ガバナンスは、各国の制度をなだらかに調和させつつ(緩やかな統合)、EU全体のコーポレート・ガバナンスを統一的に確立させること(強い統合)をも目指すというプロセスの中で試行錯誤がなされるであろう。

そこで、2014年度は、EUが各種法によって定める経営機構などの基礎的経営体制をつぶさに研究し、EU型コーポレート・ガバナンスの基礎的体系を明らかにする。そして、公的・私的を問わずEUの会社法への影響力を考慮に入れたコーポレート・ガバナンス原則やその取り組みを研究し、EUにおいてどのような原則が制定され、どのように影響・浸透しているのかを明らかにした。

具体的には、(1)EUにおけるコーポレート・ガバナンスの体系、(2)EU

におけるコーポレート・ガバナンス原則、(3) EUにおけるコーポレート・ガバナンス制度の調和、の3つである。(1)では、経営機構、情報開示・透明性、利害関係者、(2)では、OECD原則、ECGF原則、アクションプラン、(3)では、SE、SE法、欧州委員会、を検討対象とした。

10. 2015年度の研究内容

－地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスのモデル化－

最終年度である2015年度は、地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスをモデル化することを目的とする。日本や中国を含むアジア地域では、EUと比較して地域統合の動きがあまり進んでいない。しかし、たとえば東南アジア諸国連合(ASEAN)の実務者レベルでは、コーポレート・ガバナンス問題を意欲的に取り上げ、地域経済の発展に重要な課題として意識しているのである。アジアには依然として発展途上の国が多数存在するため、経済統合を基盤にした経済発展が進行するのではないかと考えている。

そこで、2015年度は、経済統合が進んでいるEUと比較しながら、アジアなどの他の地域を強く意識して、経済統合化の新しいマネジメント・システム像を明らかにする。具体的には、(1) 地域経済統合におけるマネジメント・システム発達の系譜、(2) 地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスの課題と解決策、(3) 地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンスのモデル化、の3つである。(1)では、ASEAN、AU、NAFTA、(2)では、経済格差、政治的背景、宗教的背景、(3)では、企業経営機構、情報開示・透明性、利害関係者、を検討対象とした。

11. 本研究によって生み出された研究成果

上記の研究によって、研究代表者と共同研究者は、下記の論文、および学会報告を行い、研究成果として世に公表した。

論文を7編、学会報告を5回、実施することができ、充分本研究の役割を果たすことができたと考えている。

以下、論文および報告を列挙することにする。

(1) 論文

小島大徳「神との契約、会社との契約。」『麒麟』第24号，神奈川県経営学部17世紀文学研究会，2015年。

小島大徳「日本版ステュワードシップ・コード－日本の機関投資家コーポレート・ガバナンス原則－」『国際経営論集』第48号，神奈川県経営学部，2014年，53－62ページ。

小島大徳『日本再興戦略とコーポレート・ガバナンス』第48号，神奈川県経営学部，2014年，63－70ページ。

小島大徳「あれは十七世紀、株式会社の風景。」『麒麟』第23号，神奈川県経営学部17世紀文学研究会，2014年，64(1)-46(11)。

小島大徳「株式会社の「崩壊」と新会社制度の「創造」」『月刊金融ジャーナル』2014年1月号，金融ジャーナル社，2014年，38－39ページ。

小島大徳「アジアにおけるコーポレート・ガバナンス統一」『国際経営フォーラム』第24号，神奈川県国際経営研究所，2013年，31－38ページ。

明山健師「EUにおける合意可能な会社制度の形成－選択肢を与えたEU型コーポレート・ガバナンスの構築－」『日本EU学会報』第33号，日本EU学会，277-297ページ，2013年。

(2) 学会発表

明山健師

報告テーマ「EUの持続可能性に関する取り組み-社会から企業へ、企業

から社会へ-」

学会名：国際総合研究学会創立20周年シンポジウム

日時：2015年3月28日

明山健師

報告テーマ「加盟国におけるEU型コーポレート・ガバナンスの形成—
北ヨーロッパおよび中東ヨーロッパを中心として—」

学会名：経営行動研究学会第24回全国大会

日時：2014年8月9日

明山健師

報告タイトル「EU27カ国のコーポレート・ガバナンス—各国制度と
欧州株式会社の実態」

日時：2013年6月16日

学会名：国際総合研究学会

場所：桜美林大学PFCキャンパス304教室

内容：当学会会報にて、「研究の背景としてEUにおける地域統合の先進性の説明，我が国への影響，EUにおけるコーポレート・ガバナンスの体系欧州株式会社法をめぐる問題点や課題の整理を通しての提言が報告された。3本の報告について多くの意見，質問，提言がフロアから寄せられ，熱気冷めやらぬうちに報告会は終了した。」と評価された。

明山健師

報告タイトル「EU新規加盟国のコーポレート・ガバナンス改革—連
合の要求と加盟国の対応—」

日時：2014年8月31日

学会名：国際総合研究学会

場所：諏訪東京理科大学

内容：本報告は、コーポレート・ガバナンス・コードのEU企業による

実践に関する研究の基礎として、クロアチアを中心とした旧社会主義国の市場経済化とEU加盟交渉の展開を明らかにしたものである。2007年に加盟した国では、EU加盟交渉でコーポレート・ガバナンスの構築が強く求められたが、2013年のクロアチアでは、コーポレート・ガバナンスに関する制度が、すでに一定の水準に達しているとの見方が強かった。この結果は、1990年代後半から世界的にコーポレート・ガバナンス原則が策定されたことが、新規加盟国にも影響をあたえていたものである。とくに、OECDによって、南東ヨーロッパにおけるコーポレート・ガバナンス白書が策定されたことは、クロアチアを含むEU周辺国のコーポレート・ガバナンスに多大な影響を与えたといえる。

本報告では、クロアチアの加盟交渉において、先進諸国の取り組みを背景として、コーポレート・ガバナンスに関する制度改革が緩やかであったことが明らかになった。しかしながら、制度改革が一定の域に達した今であるからこそ、その遵守状況を含む企業内部のコーポレート・ガバナンス実践を深く分析することが必要なのである。

明山健師

報告タイトル「EU新規加盟国のコーポレート・ガバナンス改革 一連の要求と加盟国の対応一」

日時：2014年8月31日

学会名：国際総合研究学会

場所：諏訪東京理科大学

12. 今後の課題と研究成果の公表

本研究は、本書によって一応の完結を迎えたのである。しかし、これを基盤として将来可能ならば、本研究成果の発展された文書を社会に広く公表するため、『地域経済統合におけるコーポレート・ガバナンス－EUの壮大な

実験と成果－(仮題)』として出版したいと考えている。出版物を公表する前にも、もちろん、学術論文として公表して、あるいは学会で発表することで批判やコメントをうけて、研究内容を深化させていきたい。具体的には、さらに学術論文を2編および学会報告1本を積み上げつつ、それとともに、日本の学会による派遣発表者で海外学会での報告だけではなく、積極的に、日本以外の学会において発表をするとともに、論文も公表していきたいと考えている。

本研究では、EUという日本以外の地域を研究対象としているので、英文によるホームページを開設し、随時、研究成果を公表していきたいと考えている。頻繁に更新をすることにより、研究者同士の交流を深める効果も期待できると考え、是非とも実現したい。このような活動を行いつつ、最終的に、シンポジウムを開催して、私の報告だけではなく、横の繋がりによる、学術交流をしていきたいと考えているのである。